

株式会社 スイートライフ

有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-304892

許可年月日：令和7年7月1日

有料職業紹介事業返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

入社後1か月以内に退職した場合 紹介料の80%

入社後3か月以内に退職した場合 紹介料の50%

※ただし、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることが起因とした退社の場合はこの限りではない。